

(お知らせ)

「温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)」(案)に対する意見の募集
について

平成26年1月31日(金)
環境省自然環境局自然環境整備担当参事
官室
代表：03-3581-3351
直通：03-5521-8280
参事官：森 豊(内：6450)
参事官補佐：金子 浩二(内：6459)
担 当：楠本 浩史(内：6458)

平成21年3月に策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン」の改訂案を取り
まとめました。

本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成26年1月31日
(金)から平成26年2月28日(金)までの間、意見の募集(パブリックコメント)

1. 概要

温泉法(昭和23年法律第125号)は、貴重な資源である温泉の保護を図るため、温泉
をゆう出させる目的の掘削、増掘及び動力の装置を都道府県知事の許可制としている。

環境省では平成21年3月に「温泉資源の保護に関するガイドライン」(以下「ガイド
ライン」という。)を策定した。

今回の改訂案は、ガイドラインにおいて「5年ごとの総点検を実施するとともに、随
時、その更新を行っていく」としており、その後の温泉資源の調査結果を踏まえ、ガイ
ドラインの総点検を実施し、図表等の情報の更新を行うとともに、具体例の追加等を行
い取りまとめたものである。

本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成26年1月31日(金)
から平成26年2月28日(金)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行いま
す。

2. 意見募集の対象

「温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)」(案) 本文

3. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成26年1月31日(金)～平成26年2月28日(金) 必着

(2) 提出方法

下記〔意見提出用紙〕の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- ① FAX (A4版) : 件名に「ガイドラインに関する意見」と記載してください。
- ② 電子メール : 件名に「ガイドラインに関する意見」と記載し、〔意見提出用紙〕の項目に従い、テキスト形式で送付してください (添付ファイルによる御提出は御遠慮願います。)
- ③ 郵送 (A4版) : 封筒に「ガイドラインに関する意見」と記載してください。
なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知おきください。

〔意見提出用紙〕

宛先 : 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 あて

氏名 (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) :

〒・住所 :

電話番号 :

FAX 番号 :

御意見 :

<該当箇所> (ページ番号、行数を記載し、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)

<意見内容>

<理由>

(3) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 あて

○郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

○FAXの場合 03-3595-0029

○電子メールの場合 shizen-seibi@env.go.jp

(4) 資料の入手方法

○環境省において配布

場所 : 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 26階

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室

○インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)、電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) のパブリックコメントのページを参照してください。

(5) 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見は、御遠慮願います。
- FAX及び郵送の場合はA4サイズの用紙に記入の上、御提出ください。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。